

議会運営委員会

日 時 平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日 (火) 午前 10 時 ~
場 所 第 3 委員会室

- 1 1 2 月 亀岡市議会定例会について
(1) 招集告示 1 1 月 2 7 日 (火) 告示第 号
(2) 開 会 1 2 月 4 日 (火)
- 2 議案の概要説明について
(1) 概要.....別添
- 3 1 2 月定例会日程 (案)【別紙 № 1 】
(1) 一般質問通告期限..... 1 2 月 4 日 (火) 午後 2 時
 ○一般質問順序 改革かめおか 緑風会
 共産党議員団 公明党議員団
(2) 請願書提出期限..... 1 2 月 4 日 (火) 午後 5 時
(3) 質疑通告期限..... " 1 3 日 (木) 一般質問終了時
 (一般質問 3 日間の場合は 1 2 日 (水))
(4) 意見書等提出期限..... " 1 9 日 (水) 正午
(5) 討論通告期限..... " 2 0 日 (木) 午後 4 時
- 4 開会日 (1 2 月 4 日) 開会時刻 午前 11 時
(1) 議事日程
 諸報告 (監査、理事者出席要求)
 第 1 会議録署名議員指名 (堤議員、石野議員)
 第 2 会期決定
 第 3 報告第 1 号及び第 1 号議案から第 3 1 号議案まで (提案理由説明)
- 5 委員の推せんについて
 なし
- 6 陳情・要望について
 ○ 亀岡市における肝炎・肝がん対策の強化要請 (9/21 配付)
 ○ 地球社会建設決議陳情 (10/16 配付)
 ○ 社会保障制度改革推進法の抜本改正を求める陳情 (10/19 配付)
 ○ 市道国道河原町線の道路拡幅に関する要望 (11/13 配付)

7 動議について

【別紙№2】

8 協議事項

(1) 質疑について

- 通告制のない質疑に一問一答制

(2) 請願者の趣旨説明（申合せ）

【別紙№3】

(3) 委員派遣（申合せ）

【別紙№4】

(4) ツイッターについて

(5) 3月定例会日程について

【別紙№5】

(6) 決算審査総括

9 自治法改正に伴う会議規則等の改正について

- 会議規則、委員会条例、実費弁償条例、政務調査費条例
- 平成25年2月改正予定

10 その他

- 市民憲章唱和
12月11日（火）9:50～
- 写真撮影許可
- 本日の会議予定
13:30～ 会派会議
15:00～ 全員協議会（財政状況見通し）
終了後 広報広聴特別委員会
- 当面の日程
11月28日（水）10:00～ 総務文教常任委員会
13:30～ 公共交通対策特別委員会
14:30～ 議員団研修
- 次回議運
12月12日（水）本会議終了後

平成24年12月亀岡市議会定例会日程（案）

（会期 18日間）

日	曜日	行 事	備 考
11/27	火	定例会招集告示、議運	幹事会・会派会議
28	水		
29	木		
30	金		
12/1	土		
2	日		
3	月		
4	火	定例会開会 <一般質問通告期限：14:00 請願書提出期限：17:00>	
5	水		
6	木		
7	金		
8	土		
9	日		
10	月		
11	火	一般質問(代表)	一般質問順序 (1改革2緑風3共産4公明)
12	水	一般質問、議運(追加議案)	幹事会
13	木	一般質問 <質疑通告期限：17:00>	
14	金	一般質問(追加議案提案)、議運	幹事会、会派会議
15	土		
16	日		
17	月	総務文教常任委員会	
18	火	環境厚生常任委員会	
19	水	産業建設常任委員会 <意見書提出期限：12:00>	
20	木	議運 <討論通告：16:00>	幹事会、会派会議
21	金	常任委員会、議運、定例会閉会	幹事会、会派会議

一般質問の日程は、通告により3日間で終了する場合がある。その場合には、12月13日質疑通告期限が12日に、14日一般質問終了後の会議が13日に変更、14日の会議はなし。

一般の動議（賛成者 1 人で動議成立）

[平成 24 年 11 月 27 日議運]

動議発議者 「議長、動議」

議長 「○○○議員の発言を許します。」

動議発議者 「 の動議を提出します。」

求めるものがない動議
は、動議ではなく取り
扱わない。

発議者以外の議員 「賛成」

【賛成の声が聞こえたとき】	【賛成の声が聞こえないとき】
議長 「所定の賛成者がありますので、 動議は成立しました。」	議長 「ただいまの動議に賛成者の挙手を 求めます。」または 「ただいまの動議に賛成者はありま すか」 議員 [賛成者挙手または「賛成」と呼ぶ] 議長 「賛成者があります。したがって、 動議は成立しました。」

議長 「成立しました の動議を議題として、ただいまから採決します。
○○○議員の動議のとおり決定することに、賛成者の起立を求めます。」
[賛成者起立]

「(少数)」
「起立 多数 です。」

「(否決)」
「よって、本件は 可決 されました。」

「(議事を進行します。)」
「したがって、 のとおり決定しました。」

請願者等の趣旨説明について（申合せ案）

1 運用基準改正案

亀岡市議会基本条例運用基準

3 請願者及び陳情者の意見聴取機会の担保

条例第 6 条第 4 項の規定による請願者及び陳情者の意見聴取については、次の各号に定めるところによる。

- （１）請願については、請願者から趣旨説明等の希望がある場合に付託委員会における審査時において、委員会の決定により委員会を休憩し委員会協議会を開催して意見を陳述する機会を設ける。
- （２）陳情については前号の規定を準用する。
- （３）請願者等が委員会内で発言できるよう、参考人制度等の活用を研究することとする。



検討課題

発言が公式記録に残せない
参考人の費用弁償



各号を以下のとおり、改正する。



- （１）請願については、請願者から趣旨説明等の希望がある場合に付託委員会における審査時において、委員会の決定により意見を陳述する機会を設ける。
- （２）陳情については前号の規定を準用する。
- （３）削除

2 申合せ案

(1) 目的等

委員会審査において請願者又は陳情者（以下「請願者等」）が願意を説明し審査の充実をはかるもので、参考人制度を活用し実施する。

(2) 趣旨説明について

趣旨説明の実施

趣旨説明を希望した請願者等は委員会が参考人として出席を求め、委員会で参考人招致の決定をした場合は議長がそれを認める。

趣旨説明の確認方法

請願者等が請願書を持参された場合は、その提出時に事務局職員が趣旨説明希望の確認及び説明を行う。

(3) 趣旨説明の方法

実施時期 委員会審査での請願審査の冒頭に行う。時間は事務局職員が請願者に連絡する。

説明時間 1 請願につき 5 分以内とする。

質疑 説明後は委員会委員が質疑を行うが、請願者は委員会委員に質疑することはできない。

趣旨説明者 請願者等又は請願者等が選任した代理人で、委員長は会議室の都合により人数制限をする場合がある。

同趣旨の請願を複数審査する場合

一括議題として、趣旨説明及び質疑を行う場合がある。

同趣旨の議案を審査する場合

一括議題として、審査（趣旨説明及び質疑）を行う場合がある。

情報公開 原則公開する。

趣旨説明の流れ

委員会で請願者等の趣旨説明を決定

↓

<休憩>（議長による出席依頼）

↓

請願者等入室

↓

趣旨説明

その他 委員長の議事運営により会議を進めるので、委員長の指示に従い実施する。

3 費用弁償条例の改正案（概要）

改正点（参考人の費用弁償：現行 2,600 円を改正）

自らが提出した請願の趣旨説明をする場合（代理人も含む） 支給しない。

公務員が職務上出席し別に旅費の支給を受ける場合 支給しない。

学識経験者 9,700 円（市付属機関の委員報酬で日額支給しているものに準じた金額）

その他参考人 2,600 円

条例改正に合わせて見直し

○ 亀岡市実費弁償条例

第 2 条 次の各号に掲げる者に対し、実費弁償を支給する。

(2) 法第 100 条第 1 項、第 109 条第 6 項、第 109 条の 2 第 5 項及び第 110 条第 5 項の規定により議会に出頭した者

(4) 法第 109 条第 5 項、第 109 条の 2 第 5 項及び第 110 条第 5 項の規定により公聴会に参加した者

(実費弁償の額)

第 3 条 実費弁償の額は、日額 2,600 円とする。ただし、市長が必要があると認めたときは、実情に応じて増額することができる。

委員派遣について（申合せ）

1 委員派遣

実際に見聞し審査、調査を深く行うため、現地等に委員を派遣するもので、

- 委員会の行政・市議会視察
- 委員会の現地視察、団体等との意見交換
- 基本条例第 15 条第 2 項に定める説明の場

など。

2 フロー

委員会議決 → 議長承認 → 派遣先通知（議長名） → 報告

3 委員長の判断により、開会開催広報、会議の公開、傍聴の許可を行うことができる。

4 報告は口頭又は文書で行い、報告文書は図書室で保管又は委員会会議録とともに保管する。

平成 2 5 年 3 月 亀岡市議会定例会日程（案）

会期：2 6 日間

日	曜日	会 議 等	備 考
2/22	金		
23	土		
24	日		
25	月	定例会招集告示、議運	幹事会、会派会議
26	火		
27	水		
28	木		
3/1	金		
2	土		
3	日		
4	月	定例会開会 < 一般質問通告期限：14:00、請願書提出期限：17:00 >	
5	火	事務整理	
6	水		
7	木	常任委員会（当初提案）	
8	金	常任委員会（当初提案）	
9	土		
10	日		
11	月	議運（追加議案送付）	幹事会、会派会議
12	火	本会議（追加提案）、常任委員会（追加提案）	
13	水	常任委員会（追加提案）、本会議（補正予算採決）	
14	木	一般質問（代表）	
15	金	一般質問	
16	土	一般質問	
17	日		
18	月	一般質問、予算特別委員会	
19	火	予算特別委員会	
20	祝・水		
21	木	予算特別委員会	
22	金	予算特別委員会	
23	土		
24	日		
25	月	予算特別委員会	
26	火	予算特別委員会 < 意見書等提出期限：12:00 >	
27	水	議運 < 討論通告期限：16:00 >	幹事会、会派会議
28	木	事務整理	
29	金	予算特別委員会、常任委員会、議運、定例会閉会	幹事会、会派会議